

**お知らせ**

**自動車税・軽自動車税の納税はお済みですか**

今年度の自動車税・軽自動車税の納期限は、5月31日(水)です。

最寄りの金融機関等で納期限までに納めてください。コンビニからでも納めることができます。

※納税通知書が届いていない方、紛失された方は下記問い合わせ先にご連絡ください。

※自動車税のみ、クレジットカードでも納付できます。

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率が下記の表のとおりとなります。

○原動機付自転車、小型特殊車及び二輪車等

車 種		税率(年額)	
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊車両	農耕作業用 (コンバイン、 トラクター等)	二輪のもの	2,000円
		四輪のもの	1,000cc以下
			1,000cc超え
	その他の特殊作業用(フォークリフト等)		5,900円
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの・被牽引車	3,600円	
二輪小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	

○三輪及び四輪以上の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率(年額)		重課税率(年額) 新規検査から13年 経過した車両
			平成27年3月31日以前 に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後 に新規検査を受けた車両	
四輪以上で 総排気量が 660cc以下 のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪で総排気量が660cc以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は、重課税率の対象外となります。

◇グリーン化特例(軽課)

グリーン化特例(軽課)の適用期限が延長されました。平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、車両排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、今年度の軽自動車税が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです。

※グリーン化特例(軽課)は1年のみ適応されます。昨年度特例対象車は今年度から通常課税です。

対象・要件等			特例措置の内容
・電気軽自動車 ・燃料電池軽自動車 ・天然ガス軽自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)			おおむね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリッド 車を含む)	排ガス性能	燃費性能	
	平成17年 排ガス規制 75%低減 (☆☆☆☆)	乗 用 車：平成32年度燃費基準+20%達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成	おおむね50%軽減
		乗 用 車：平成32年度燃費基準達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成	おおむね25%軽減